8

高齢者の方へ

高齢者の方

相談

●相談

高齢者の方や家族からの介護の相談や在宅福祉サービスの利用の相談などに応じています。

高齢者福祉課高齢者支援第1~2係

☎5742-6729 · 30

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

各在宅介護支援センター

◆表8-5

→P.52

民生委員・児童委員 (高齢者相談員)

地域住民の立場に立ち、高齢者、 障害者、子育て家庭や生活困窮家庭 などの相談に応じ、地域住民の方と 各関係機関とのつなぎ役として助言 や支援などを行っています。また、高 齢者相談員として、地域のひとり暮ら し高齢者や高齢者世帯の見守りをす る等、さまざまな活動を行っています。

福祉計画課民生委員担当

☎5742-6708

仲間づくり

●シルバーセンター

60歳以上の方の趣味・学習などの生きがいづくり、健康づくりの場として利用できる施設で区内11カ所あります。マッサージや入浴(6カ所)サービスが無料。日曜・祝日は休館ですが、目的外使用として区内在住・在勤の方は日曜の午前・午後、平日の夜間に会議等でもご利用できます。

各シルバーセンター

⇒P.106

●ゆうゆうプラザ (高齢者多世代交流支援施設)

高齢者を主として子育て世代や障害者等、多世代の区民の身近な憩いの場・交流の場として地域に開かれた

施設で、大崎・平塚橋・平塚・東品川・北品川の5カ所にあります。目的外使用も受け付けています。

各ゆうゆうプラザ

→P.107

●高齢者憩いの場

地域の高齢者を主とした多世代の 区民の身近な地域の憩いの場・交流 の場として大井三丁目にあります。

大井三丁目高齢者憩いの場

23777-8378

●高齢者クラブ

60歳以上の方が、趣味や健康づくりの活動、高齢者相互の助け合いなど、自主的に組織し、地域単位で活動している団体です。

高齢者地域支援課高齢者クラブ担当 **☎5742-6734**

●いきいきラボ関ヶ原

シニアの健康維持・向上、生きがい・仲間作りのための活動拠点です。 区民団体『しながわシニアネット』が 運営し、パソコンや、ストレッチなどの サークル活動を行っています。

いきいきラボ関ヶ原 26902-0025

●山中いきいき広場

山中小学校内に設置された、地域の活動や世代間交流の場です。区民団体『山中いきいき広場運営協議会』が運営しています。パソコン教室、ヨーガ、スポーツ吹き矢、茶・花道、折り紙、ペン字、絵手紙などの講座を実施しています。

山中いきいき広場 ☎3774-0981

体操・交流の機会

●しながわ出会いの湯

65歳以上の方が、区内の公衆浴場で、体操などのプログラムを楽しんだ後入浴ができます。プログラムは毎週木曜日、各銭湯で実施します。プログラムに参加した方は入浴料無料。登録制。

健康課健康づくり係 25742-6746

「趣味・学習・健康づくり)

●品川シルバー大学

60歳以上の方々が楽しみながら、 多様な内容を学習する場です。3年間 で体系的に学習を深める「ふれあい アカデミー」と、半期毎に趣味や実技 を楽しく学ぶ「うるおい塾」、セカンド ライフを考える「生涯現役実現講座」 があります。応募方法等については 「広報しながわ」などでお知らせします。

文化観光戦略課生涯学習係

☎5742-6837

シルバーパス

70歳以上の方は都営交通機関と都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。費用は住民税課税の方は20,510円、住民税非課税の方または合計所得金額が135万円以下の方は1,000円の負担となります。なお、住民税はパスを利用するご本人の課税状況によります。

(一社) 東京バス協会 ☎5308-6950

お祝い

●お祝い品の贈呈

長寿を祝して、対象の方 (米寿 (88歳)・卒寿(90歳)・白寿(99歳)・百歳以上) へ9月にお祝い品を贈呈します。

福祉計画課地域包括ケア推進担当

☎5742-6914

仕事

●品川区シルバー人材センター

おおむね60歳以上の方を会員として登録し、会員の方に適した仕事を紹介して、働くことを通じて社会参加の機会を提供します。

※会員は常時募集、年会費あり。

品川区シルバー人材センター

23450-0711

→P.5 • P.101

●無料職業紹介所サポしながわ

社会福祉協議会が運営するおおむ ね55歳以上を対象とした無料職業紹 介所です。きめ細やかな職業相談・職 業紹介サービスが受けられます。

無料職業紹介所サポしながわ

25498-6357

→P.5 · 77 · 103

住まい

●高齢者住宅

65歳以上のひとり暮らしの方で、 立退き要求を受けたり保安上、保健 衛生上、劣悪な住宅に住んでいる方 に、安心して住めるように配慮した住 宅(有料)を提供します。

[募集のお知らせ]

広報しながわで11月頃に掲載

[申込方法]

11月下旬~12月上旬頃に本人が申 請書等を持参してください。(年1回)

◆表8-1

高齢者地域支援課高齢者住宅担当 5742-6735

●サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護や医療、見守りサービスが付いた高齢者向け住宅に家賃助成を行います。

◆表8-1

高齢者地域支援課高齢者住宅担当 ☎5742-6735

●高齢者の住宅のあっ旋

民間住宅の入居に関してお困りの 方に対し、不動産事業者と区が連携 して住宅をあっ旋し、礼金等を助成し ます(所得制限有)。

高齢者地域支援課高齢者住宅担当 ☎5742-6735

●高齢者住宅生活支援サービス事業

高齢者民間住宅あっ旋事業決定者 (生活保護受給者を除く)に対し、(1) 基本サービス (定期連絡、生活相談、 緊急対応、家財処分、転居支援など)、 (2) 選択サービス (火葬等実施、生活 支援サービス) を提供することで、高齢 者の賃貸住宅入居に対する不安を解 消し、住まいの確保につなげます。利用 には利用料、預託金等が必要です。 高齢者地域支援課高齢者住宅担当

25742-6735

品川区社会福祉協議会あんしん居住サポート担当 ☎6429-7337

●家具転倒防止対策助成

65歳以上の世帯、障害者のみの世帯などに、家具転倒防止器具の購入取付を20,000円を限度に助成します。一部有料。

高齢者地域支援課高齢者住宅担当

☎5742-6735

医療

●後期高齢者医療制度

75歳以上(65歳以上で一定の障害のある方を含む)の方が、加入する制度です。医療機関で支払う自己負担は、所得や世帯の状況によって1割、2割、3割のいずれかとなります。

75歳を迎える方には保険証等を郵送で交付します (→P.49 [注]参照)。 自己負担割合は保険証等に記載されています。医療を受ける時は必ず提示してください。

◆表8-2

→P.49

国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

●後期高齢者医療の保険料

保険料は一人ひとりに納めていた だきます。前年中の所得に基づき計 算し、所得に応じてかかる額(所得割額)と加入している全ての方にかかる額(均等割額)を合計したものが年間の保険料となります。(令和6年度保険料の最高限度額80万円)

- ●均等割は47,300円です。
- ●所得割は、(総所得金額等-地方税 法に定める基礎控除額)×保険料率 (9.67%)で計算します。

均等割額と保険料率は東京都後期高齢者医療広域連合で決定します。

[保険料の軽減]

所得が基準額未満の世帯または後 期高齢者医療制度に加入する前に被 用者保険(会社の健康保険や共済組 合等)の被扶養者だった方は、軽減 措置があります。

国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

■保険料口座振替のお申込みが Webでできます

被保険者番号のわかるもの(保 険証、納付書等)と、通帳、キャッ シュカードなどをお手元にご用意の

うえ、品川区ホーム ページ Web口座 振替受付サービスよ りお申込みください。



※金融機関によりお申込みに必要 な情報が異なります。

◆表8-1 高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅

	名称	住所	開設	戸数
	八潮わかくさ荘	八潮5-10-27	平成3年7月	40戸
建設型 高齢者住宅	東品川わかくさ荘	東品川3-1-5	平成5年1月	50戸
	大井倉田わかくさ荘	大井4-14-8	平成5年4月	8戸
	カガミハイツ	二葉1-3-28	昭和63年5月	11戸
	パレスガル	南品川4-5-4	平成3年7月	53戸
	メゾン琴秋	豊町6-30-4	平成4年4月	14戸
借上型 高齢者住宅	グレースマンション	西大井4-12-11	平成6年6月	12戸
	アツミマンション	二葉1-16-14	平成8年4月	10戸
	バンブーガーデン	豊町6-30-11	平成11年8月	13戸
	オーク中延	中延4-5-10	平成12年7月	6戸
	ケアホーム西大井	西大井2-5-21	平成21年3月	42戸
サービス付き 高齢者向け 住宅	コムニカ	旗の台4-5-17	平成24年3月	15戸
	区立大井林町高齢者住宅	東大井4-9-1	平成24年6月	90戸
	carna五反田	西五反田3-10-9	平成27年2月	21戸

●保険料の支払方法

年金が一定額以上の方は年金から、 それ以外の方は口座振替または納付 書でのお支払いとなります。また、申 し出により年金から口座振替の方法 に変更することができます。

国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

●高額療養費の支給等

同じ月内に支払った医療費(差額ベッド代など健康保険が適用されないものは除きます)の合計が自己負担限度額を超えたときは、その超えた額を高額療養費として後から支給します。支給対象となる方には、診療月から約4カ月後にお知らせします。

また、住民税非課税世帯の方は医療費の自己負担限度額と入院時の食

事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します(注]参照)。マイナンバーカードを保険証に紐づけていない方は事前に申請が必要です。詳しくはお問合せください

国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

(注) 令和6年12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化(マイナ保険証という) され、保険証の新規発行は終了します。それに伴い、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額認定証についても新規交付が終了となりますが、マイナ保険証や有効な紙の保険証をお持ちでない方へは、資格確認書を交付する予定です。

◆表8-2 後期高齢者医療制度に入る場合、やめる場合(〔注〕参照)

	こんなとき	届出に必要なもの
7712	都外から品川区に転入したとき	負担区分等証明書*1
入るとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書*1
	都外へ転出するとき	保険証
やめるとき	死亡したとき *葬祭費の支給申請ができます。 ただし、葬儀から2年以内	保険証、喪主の氏名が記載されている会葬ハガキまたは葬 儀社の請求書か領収書、喪主 の通帳、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
スのほか	住所・氏名が変わったとき	保険証*1
そのほか	65歳を過ぎて一定の障害があるとき	身体障害者手帳など*1
外国人	加入するとき	パスポート*2

^{*1} 保険証の交付をすぐに受けたい場合は、本人および代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転経歴証明書・運転免許証・パスポートなど)が必要です。

国保医療年金課高齢者医療係 ☎5742-6736

◆表8-3 高齢者予防接種

種類		対象者	接種費用	会 場	
	インフルエンザ	65歳以上 無料			
定期 予防接種	新型コロナ	65歳以上	未定	23区契約 医療機関	
	肺炎球菌	今までに1回も受けたこと がない満65歳の方	1,500円*		
任意予防接種	肺炎球菌	今までに1回も受けたことがない66歳以上の方 (接種希望者はお問合せください)	4,000円*	品川区内 契約医療 機関	

[※]定期予防接種は、60歳~64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全による免疫機能障害のある方(障害者手帳1級程度の方)も対象となります。

保健予防課予防接種担当 ☎5742-9152

●高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、1年間の自己負担限度額を超えるときは、申請により、超えた額を後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれから支給します。

●500円以下は支給の対象外です。

[計算期間]

毎年8月から翌年7月末までの一年間

国保医療年金課高齢者医療係

\$5742-6736

●葬祭費の支給

被保険者が亡くなられた時、葬儀 を行った方 (喪主) に葬祭費7万円を 支給します。

◆表8-2 (死亡したとき)

国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

●後期高齢者健康診査

健康づくり、病気の早期発見、早期治療やフレイル予防のために、健康 診査を年1回無料で行っています。

[対象者]後期高齢者医療制度加入者 [実施時期]4月下旬~翌年1月末 [持参するもの]受診券、保険証等 (マイナ保険証は対応している医療機 関のみ)、問診票

[実施場所] 区内の契約医療機関 ※対象者には受診券等を送付しています。

国保医療年金課保健指導係

\$5742-6902

●後期高齢者歯科健康診査

フレイル(虚弱)を予防し、健康寿命 延伸を目的とした歯科健診です。対 象の方は年1回無料で受診できます。

[対象者] 年度内に76~80歳になる 後期高齢者医療制度加入者

[実施時期]6月~翌年1月末

[持参するもの] 受診券、問診票2枚、保険証等(マイナ保険証は対応している医療機関のみ)

[実施場所] 区内の契約医療機関 ※対象者には受診券等を送付してい ます。

国保医療年金課保健指導係

55742-6902

^{*2} 在留資格が「特定活動」の方

^{*}生活保護受給者等は無料です。

●人間ドック受診助成事業

人間ドック受診にかかる費用を上限 8,000円まで助成します。詳しくはお 問合せください。

[対象者] 同一年度内に後期高齢者健康診査を受診していない後期高齢者医療制度加入者で、保険料を滞納していない方

国保医療年金課保険事業係

55742-6675

●後期高齢者医療制度加入者のための保養施設

皆さまの健康維持・増進のために 各地の旅館と割引利用契約を行って います。

国保医療年金課保険事業係

55742-6675

後期高齢者医療制度の保養施設

→P.131

●予防接種

◆表8-3

→P.49

保健予防課予防接種担当

☎5742-9152

介護が必要な方

介護保険制度のあらまし

本格的な高齢社会を迎え、介護は 老後の大きな不安要因となっていま す。介護保険制度は、家族だけで介 護することが難しくなっている社会状 況の中、介護を社会全体で支え、高 齢者と家族の希望を尊重しつつ、総 合的なサービスが受けられるようにつ くられた制度です。

- ①65歳以上の方と、40~64歳で医療保険(国民健康保険、健康保険組合など)に加入している方は、必ず加入しなければなりません(強制加入)。
- ②運営は、区市町村が行います。
- ③保険給付の内容が法令により定め られています。

◆表8-4 介護保険のサービスの種類

(在宅サービス)

介護サービス計画 (ケアプラン)の 作成 *	ケアマネジャーが介護サービスを総合的に組み合わせ、一人ひとりに合ったサービス計画(ケアプラン)を立てます (利用者負担なし)
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や生活の援助を行い ます
通所介護 (デイサービス)	在宅サービスセンターなどに通って、入浴や食事、機能訓練などを行います(送迎可)
短期入所介護 (ショートステイ) *	介護している家族等が病気や休養、旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設でおあずかりしてお世話します
訪問看護	看護師が家庭を訪問して、主治医の指示による看護や病状 観察、療養指導などを行います
訪問リハビリテー ション *	理学療法士などが家庭を訪問してリハビリテーションを行 います
通所リハビリテー ション *	老人保健施設などに通ってリハビリテーションを行います
訪問入浴介護	入浴が困難な方に巡回入浴車で家庭を訪問して入浴介護 を行います
居宅療養管理指導 *	医師などが家庭を訪問して療養上の管理を行います
福祉用具の貸与・購入 *	車いす、介護用ベッドなどを貸与し、ポータブルトイレなどの 購入費用を支給します(支給限度額があります)
住宅改修 *	浴室やトイレの手すり、段差の解消などのための費用を支給します(支給限度額があります)
特定施設入居者 生活介護 *	有料老人ホームや介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス) などに入所して介護サービスを受けます

(地域密着型サービス)

小規模多機能型 居宅介護 *	通いを中心に、利用者の状態に応じて訪問介護サービスや泊ま りのサービスを組み合わせた多機能なサービスを提供します
看護小規模多機能型 居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを提供します。
地域密着型通所介護	定員19人未満の小規模な通所介護施設でデイサービスを 行います。
認知症対応型 通所介護 *	認知症の人を対象に、専門的なケアを提供するデイサービ スです
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) *	認知症高齢者が5~9人で介護を受けながら家庭的な環境で共同生活をします(要支援1の方は利用不可)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護型特定施設に入所し介護サービスを受けます
夜間対応型訪問介護	夜間(22時〜6時)において、定期または通報をうけて対応します。また、必要によりスタッフが駆けつけて対応します
24時間定期巡回·随時 対応型訪問介護看護	要介護の方が在宅での生活を継続できるよう、日中・夜間を通じて、定期訪問と随時対応の訪問介護と訪問看護を行います

*要支援1・2の方のための予防サービスがあります。

(品川区独自の介護保険サービス)

- ●要支援者夜間対応サービス特別給付:地域密着型サービス「夜間対応型訪問介護」 を要支援 1・2 の方も利用できるようにします。
- ●通院等外出介助サービス特別給付:・要支援 1・2 の方の通院時の安全確保や、 外出サービスを提供します。
 - ・要介護者の病院内での介助サービスを提供します。

(施設サービス)

特別養護老人ホーム *地域密着型特別養護 老人ホームを含む	常に介護が必要で家庭での生活が困難な方のための介護施設(原則要介護3~5に認定された方)
老人保健施設	病院退院後などに自宅で生活できるよう、リハビリを中心に医療ケアと介護を行う施設(入所できる期間はおおむね3カ月間)
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提 供する施設

●介護サービス利用手続き 介護が必要な高齢者

(4)介護(予防)サービスの提供 利用者の負担は1~3割です。

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

(1)在宅介護支援センター などに相談・申請

(2)要介護認定

(認定は定期的に見直されます。)

品川区 主治医の 調査員の 認定 意見書 認定調査 介護認定審査会

(3)要介護1~5の人は、在宅介護支援センターを含む 居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成

(居宅介護支援事業者を選択し、契約します。)

要支援1・2の人は、地域包括支援センターが 介護予防サービス計画を作成

非該当 (自立) 介護保険のサービスは受 けられませんが、区の介 護予防事業や福祉サー ビス等が受けられます。

介護保険の加入者

加入のための届出は、原則として、 必要ありません。

- ①第1号被保険者 65歳以上の方
- ②第2号被保険者 40~64歳で医療保険(国民健康 保険、健康保険組合など)に加入 している方

介護保険の保険料

●介護保険料

①第1号被保険者

区が介護サービスにかかる経費を 基に基準保険料を定めます(所得に 応じて17段階に設定)。

第3・4段階の保険料の方で、一定 の要件を満たす場合は、第2段階の 保険料に減額される制度があります。

高齢者福祉課介護保険料係

☎5742-6681

②第2号被保険者

加入している医療保険の算定方法 に基づいて設定されます。

国保医療年金課資格係 **25742-6676**

●介護保険料の支払い方法

①第1号被保険者

年金が一定金額以上の方は年金か ら、それ以外の方は口座振替または 納付書での支払いとなります。

高齢者福祉課介護保険料係

☎5742-6681

②第2号被保険者で、国民健康保険 に加入している方

国民健康保険料に含まれます。

国保医療年金課収納係

☎5742-6678

③第2号被保険者で、国民健康保険 以外の医療保険に加入している方 それぞれの医療保険者(健康保険 組合等) にお問合せください。

介護保険の給付・費用

●介護保険の対象となる方

- ①第1号被保険者は、原因を問わず、 介護や支援が必要と認められた方
- ②第2号被保険者は、加齢に伴って生 じる特定疾病により、介護や支援 が必要と認められた方

[特定疾病] (16種類)

がん末期、初老期における認知症、 脳血管疾患(外傷性を除く)、糖尿病 性関連疾患、関節リウマチなど

高齢者福祉課介護認定係

☎5742-6731

●介護保険サービスの種類

在宅サービスと地域密着型サービ ス、施設サービスがあります。

◆表8-4

→P.50

高齢者福祉課支援調整係

☎5742-6728

●サービス利用時の費用

介護保険でサービスを利用した場 合、原則としてかかった費用の1~3 割が自己負担となります(7~9割は 介護保険で給付)。

高齢者福祉課介護給付係

☎5742-6927

●高額介護サービス費の支給

サービス利用時の自己負担分 (かかっ た費用の1~3割)が、所得に応じて定め られている一定の金額を超えた場合は、 高額介護サービス費が支給されます。

高齢者福祉課介護給付係

☎5742-6927

●社会福祉法人等による利用 者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となって いる介護老人福祉施設利用者のうち、 生計が困難であると認められた人は、 介護費、食費、居住費(滞在費)を 軽減します。制度利用には申請と預 貯金・収入等の申告が必要です。

[軽減内容] 介護費、食費、居住費 (滞在費) の利用者負担額のうち、段 階に応じて4分の1を軽減します。老 齢福祉年金受給者は2分の1です。

高齢者福祉課介護給付係

☎5742-6927

介護が必要になったら

介護が必要になった時には、まず、 お近くの在宅介護支援センターにご 相談ください。

◆表8-5

→P.52

(1) 在宅介護支援センターまたは高 齢者福祉課に相談・要介護認定 の申請

在宅の方で、来所が難しい場合は、在宅介護支援センター等の相談員が訪問し、申請を受けます。

(2) 要介護認定

①認定調査

調査員が訪問して本人・家族 と面接して、心身の状況や介護 の手間などを調査します。

②主治医意見書

申請時に届出た主治医に区が 意見を求めます。

③介護認定審査会

認定調査と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が介護の必要度を審査・判定します〔要支援1・2・要介護1~5、または非該当(自立)と判定〕。 ※要支援1・2の方は、施設サービスは利用できません ※非該当と判定されると介護保 険でのサービス利用はできま せんが、必要に応じて区の介 護予防事業や福祉サービスを 利用できます

(3) 介護サービス計画を作成

居宅介護支援事業者や地域包 括支援センターの相談員(ケアマネジャー)などが本人・家族と 利用するサービスを相談のうえ、 計画を立てます。

(4) 介護サービスの提供

介護・予防サービス計画に基づき、利用者が居宅介護サービス事業者と契約し、サービスを利用します。

[サービスの種類]

◆表8-4

→P.50

高齢者福祉課高齢者支援第1~2係 ☎5742-6729 · 30

高齢者福祉課介護認定係

55742-6731

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定により要支援1または要支援2の認定を受けた方、基本チェックリストの実施により総合事業対象者となった時に心身の状態に合わせ、次の訪問型または通所型サービスをご利用することができます。

※費用等の詳しくは、お近くの在宅介 護支援センターまたは高齢者地域 支援課にお問合せください。

●訪問型サービス

●予防訪問事業

訪問介護員(ヘルパー)が自宅に 訪問し、食事・入浴・排せつの介助 などの身体介護や掃除・洗濯・調 理などの生活援助を行います。

●生活機能向上支援訪問事業

予防訪問事業におけるサービスの うち身体介護を除く生活援助を行 います。

◆表8-5 在宅介護支援センター

支援 センター	住 所	電話番号	担 当 地 区	地域 センター	高齢者 福祉課
台場	北品川3-11-16	☎ 5479-8593	北品川、東品川1・2・5	品川第一	
東品川	東品川3-1-5	☎ 5479-2793	東品川3 (1~9)、南品川1・2・4・5 (1~9)・6	品川第二	<u>+</u>
東品川第二	東品川3-27-25	☎ 5783-2656	東品川3 (10~32)・4、南品川3・5 (10~16)	品川第二	高齢者支援第一係
上大崎	上大崎3-1-1	☎ 3473-1831	上大崎、東五反田	大崎第一	支
西五反田	西五反田3-6-6	☎ 5740-6115	西五反田	大崎第一	振 第
大 崎	大崎2-11-1 大崎ウィズタワー 2F	☎3779-2981	西品川、大崎	大崎第二	係
八潮	八潮5-9-2	☎3790-0470	八潮	八潮	
南大井	南大井4-19-3	☎ 5753-3902	南大井	大井第一	
南大井第二	東大井4-9-1	☎ 5495-7083	東大井、勝島	大井第一	
大 井	大井4-14-8	☎ 5742-2723	大井1・4・6、広町	大井第二	
大井第二	大井3-15-7	☎ 5743-2943	大井2・3・5・7	大井第二	
西大井	西大井2-4-4	☎ 5743-6120	西大井	大井第三	
荏 原	荏原2-9-6	☎5750-3704	小山4・5、荏原1~4	荏原第一	高齢
小山台	小山台1-4-1	☎ 5794-8511	小山台、小山1~3	荏原第一	者支
小山	小山7-14-18	☎5749-7288	小山6・7、荏原5~7、旗の台1・2・5(1~5、 13~20)・6	荏原第二	高齢者支援第二係
成 幸	中延1-8-7	☎ 3787-7493	平塚、中延1・2、西中延1・2、東中延1、戸越5	荏原第三	係
中延	中延6-8-8	☎3787-2167	中延3~6、西中延3、東中延2、旗の台3・4・5 (6~12、21~28)	荏原第四	
大 原	豊町6-25-13	☎ 5749-2531	戸越6、豊町6、二葉4	荏原第四	
戸越台	戸越1-15-23	☎ 5750-1053	戸越1~4、豊町1	荏原第五	
杜 松	豊町4-24-15	☎5750-7707	豊町2~5、二葉1~3	荏原第五	

●すけっとサービス事業

さわやかサービス協力員 (ボランティア) が自宅に訪問し、家事援助を行います。

- ●管理栄養士派遣による栄養改善事業 管理栄養士による低栄養や生活習 慣病等を予防するための食事・栄 養指導を行います。
- 柔道整復師による機能訓練訪問事業 柔道整復師が自宅に訪問し、生活・ 運動機能を向上するための運動指 導・外出訓練を行います。

●通所型サービス

●予防通所事業

通所介護施設で日常生活上の支援 や機能訓練などを行います。

●いきいき活動支援プログラム

介護予防や自立支援のために通所 施設ごとの独自のサービスを行い ます。

●短期集中予防サービス「はつらつ 健康教室」

運動器・□腔機能向上や低栄養・ 認知症予防のためのプログラムを 総合的に提供します。

高齢者地域支援課介護予防推進係

☎5742-6733

●在宅介護支援センター

本人や在宅で介護しているご家族が、身近なところで気軽に専門家に相談ができます。また必要な介護保険サービスや保健・福祉サービスが受けられるよう支援することで、本人が生活しやすく、また、介護する方の負担が少しでも軽くなるよう手助けするための窓口です。

◆表8-5

→P.52

介護保険以外のサービス (暮らし・安否確認・防犯)

●敬老杖の交付

75歳以上の方で日常生活において、 常時杖を必要とされる方に交付してい ます。

必要とされる方はお住まいの担当 民生委員にご相談ください。

品川区社会福祉協議会

25718-7171

在宅サービスセンター

					所 在 地	電話番号
東		品		Ш	東品川3-1-8	☎5479-2946
大				崎	大崎2-11-1 大崎ウィズタワー 1F	☎3779-3547
西	五		反	\blacksquare	西五反田3-6-6	☎ 5434-5608
南		大		井	南大井5-19-1	☎5753-3903
月	見	橋	の	家	南大井3-7-10	☎ 5767-0626
大				井	大井4-14-8	☎5742-2721
西		大		井	西大井2-4-4	☎ 5743-6125
成				幸	中延1-8-7	☎ 3787-7492
戸		越		台	戸越1-15-23	☎ 5750-1052
荏				原	荏原2-9-6	☎ 5750-3708
小				Ш	小山7-14-18	☎ 5749-7251
中				延	中延6-8-8	☎ 3787-2137
八				潮	八潮5-10-27	☎ 3790-0344
デイサービスセンター八潮陽だまり			だまり	八潮5-2-2 八潮ビル3F	☎ 3799-3077	
五反日	田保育園	ふれる	ちいデイオ	トーム	東五反田2-15-6	☎ 3445-0511

老人保健施設 (→P.56)

		所 在 地	電話番号
ケアセンター南大井	→ P.99	南大井5-19-1	☎ 5753-3901
ソピア御殿山		北品川5-2-1	☎5793-3355

訪問看護ステーション (医師会立、施設併設のもの) (⇒P.56)

	所 在 地	電話番号
医師会立品川区訪問看護ステーション	北品川3-7-25	☎ 3472-5518
医師会立荏原訪問看護ステーション	中延2-6-5	☎ 3783-2360
さくら会「南大井訪問看護ステーション」 → P.100	東大井4-9-1	☎ 5495-7084

特別養護老人ホーム (⇒P.56)

		所 在 地	電話番号
区立荏原特別養護老人ホーム	→ P.98	荏原2-9-6	☎5750-2941
区立戸越台特別養護老人ホーム	→ P.98	戸越1-15-23	☎5750-1054
区立中延特別養護老人ホーム	→ P.98	中延6-8-8	☎ 3787-2951
区立八潮南特別養護老人ホーム	→ P.100	八潮5-9-2	☎ 5755-9360
区立杜松特別養護老人ホーム	→ P.101	豊町4-24-15	☎ 6426-8213
区立平塚橋特別養護老人ホーム	→ P.98	西中延1-2-8	☎ 5750-3632
区立上大崎特別養護老人ホーム	→ P.101	上大崎3-10-7	☎ 5447-5363
福栄会「晴楓ホーム」	→ P.98	東品川3-1-8	2 5479-2744
品川総合福祉センター「かえで荘」	→ P.97	八潮5-1-1	☎ 3790-4826
春光福祉会「ロイヤルサニー」	→ P.99	西大井2-4-4	☎ 5743-6111
三徳会「成幸ホーム」	→ P.99	中延1-8-7	2 3787-3616
	→ P.101	南品川4-2-32	☎ 6717-6022

軽費老人ホーム (⇒P.56)

		所 在 地	電話番号
福栄会「東海ホーム」	→ P.98	東品川3-1-8	☎5479-2944

高齢者の安心の住まい(ケアハウス制度活用)

		所 在 地	電話番号
さくら会「さくらハイツ南大井」	→ P.99	南大井5-19-1	☎ 5753-3900
さくら会「さくらハイツ西五反田」	→ P.99	西五反田3-6-6	☎ 5434-7831

ケアホーム

	所 在 地	電話番号
大起エンゼルヘルプ「ケアホーム東大井」	東大井5-8-12	☎ 5783-0753
さくら会「ケアホーム西五反田」	西五反田3-6-6	☎5434-7831
こうほうえん「ケアホーム西大井」	西大井2-5-21	☎ 5718-1331

認知症高齢者グループホーム

	所 在 地	電話番号
新生寿会「グループホーム小山」	小山7-14-4	☎ 5751-7206
大起エンゼルヘルプ「グループホーム東大井」	東大井5-8-12	☎ 5783-0753
品川総合福祉センター「グループホーム八潮南」	八潮5-9-2	☎5755-9385
春光福祉会 グループホーム「ロイヤル西大井」	西大井2-4-4	☎ 5709-7652
ミモザ「グループホームミモザ品川八潮」	八潮5-5-7	☎3790-7780
春光福祉会「グループホームロイヤル中延」	中延5-9-22	☎ 5751-8475
ソラスト「グループホームソラストふたば」	二葉1-12-18	☎5751-2030
スターツケアサービス「グループホームきらら品川荏原」	荏原6-17-10	☎ 5749-3776
アースサポート「アースサポートグループホーム武蔵小山」	小山4-5-16	☎6426-7791
若竹大寿会「グループホーム杜松」	豊町4-24-15	☎ 6426-8213
武蔵野会「グループホームcarna五反田」	西五反田3-10-9	☎5496-0671
ケアサークル恵愛「大井認知症高齢者グループホーム」	大井6-20-5	☎4283-7072
新生寿会「グループホーム東五反田」	東五反田4-11-6	☎5422-7158
日本アメニティライフ協会「花物語しながわ」	大井7-18-17	☎5718-2587

小規模多機能型居宅介護

	所 在 地	電話番号
新生寿会「小山倶楽部」	小山7-14-4	☎ 5751-7205
大起エンゼルヘルプ「東大井倶楽部」	東大井5-8-12	☎ 5783-0789
さくら会「大井林町倶楽部」	東大井4-9-1	☎ 5495-7081
新生寿会「東五反田倶楽部」	東五反田4-11-6	☎5422-7157
大崎ホームヘルプサービス「おもてなし」	北品川1-30-4 石田ビル1・2F	☎ 3450-6464
新井湯「ぷらりす・湯~亀」	旗の台4-5-17	☎ 5788-6164
ケアメイト「けめともの家・品川八潮」	八潮5-6-37-109	☎ 6412-9161
武蔵野会「小規模多機能ホームcarna五反田」	西五反田3-10-9	☎ 5496-8771
新井湯 「ぷらりす・湯~亀SUN」	旗の台3-2-9	☎ 6451-3645
日本アメニティライフ協会「花織しながわ」	大井7-18-17	☎ 5718-4387

看護小規模多機能型居宅介護

	所 在 地	電話番号
若竹大寿会「杜松倶楽部」	豊町4-24-15	☎ 6426-8213
ケアメイト「けめともの家・カンタキ 西大井」	西大井2-4-14	☎6303-8050

●救急代理通報システム

65歳以上のひとり暮らし等の高齢 者世帯の方に、家庭内で病気や事故 が起きた時、受信センターに通報され、 救助が受けられる通報機材等を無料 でお貸しします。必要とされる方はお 住まいの地区の在宅介護支援センター (要介護認定等を受けている方) また は、支え愛・ほっとステーション(要 介護認定等を受けていない方)に申 請してください。

福祉計画課地域包括ケア推進担当

☎5742-6914

各在宅介護支援センター

◆表8-5

→P.52

各支え愛・ほっとステーション →P.57

●GPS利用の助成

認知症等による行方不明の恐れが ある高齢者等の居場所を確認する GPS端末機の初期費用を助成します。 月々の利用料等は自己負担となります。

高齢者地域支援課認知症施策推進係

☎5742-6802

●自動通話録音機の無料貸し出し (特殊詐欺・迷惑電話の対策)

対象~区内在住で、65歳以上の方 申込~住所、氏名、年齢が確認できる 本人確認書類を受付場所に持参

受付場所~地域活動課生活安全担当 (第二庁舎6階)、区内4警察署

品川警察署 ☎3450-0110 (代)

大井警察署 ☎3778-0110 (代)

大崎警察署 ☎3494-0110 (代) 荏原警察署 ☎3781-0110 (代)

地域活動課生活安全担当

☎5742-6592

介護保険以外のサービス (その他)

介護保険からの給付ではありませ んが、在宅介護を支え、できるだけ自 宅での生活を続けられるよう、要介 護・要支援の方の他、要介護認定で 非該当となった方も対象とするサービ スも行っています。

●紙おむつの支給

在宅で紙おむつが必要な要介護3・ 4・5の認定を受けた方を対象に支給 します(生活保護受給者、施設入所・ 入院中の方は除きます)。

品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

●入院時紙おむつ代助成

65歳以上の区民税非課税の方が 30日以上の入院に際し、紙おむつ代 を支払った場合、1カ月 5,000円を上 限に助成します。

品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

●訪問理髪・美容

40歳以上のご自宅で寝たきりの状 態や認知症または認知症の疑いがあ る方を対象に、理容・美容師が訪問し て調髪を行います。利用券は1枚 2.000円 (年間6枚まで) です。生活 保護受給証明書を提出の方は、無料 で発行します。

品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

●訪問歯科診療

在宅でねたきり状態にある方に、歯 科医師が訪問をして診療を行います。

かかりつけ歯科医の紹介

→P.45

●車いすの貸与

高齢者福祉課では、在宅高齢者の 方に6カ月を限度に車いすの貸し出し を行っています。

また、全13地域センター、シル バーセンター等でも貸し出しをしてお り、高齢者に限らず利用できます。

高齢者福祉課支援調整係

☎5742-6728

各地域センター

→P.90~93

各シルバーセンター

→P.106

各ゆうゆうプラザ(高齢者多世代交流 →P.107

支援施設)

●介護予防事業

65歳以上で、区内に住民登録があり 自分で会場に通える方を対象に、介護 予防のための筋力トレーニング、低栄養 予防の料理教室、認知症予防教室など を行います(費用負担があります)。

高齢者地域支援課介護予防推進係

☎5742-6733

●自立支援住宅改修費の給付

介護保険で非該当となった高齢者 に対し、在宅での生活の質を確保す るため必要と認められた時に、手すり 設置等の改修費の一部を助成します (所得制限あり)。

高齢者福祉課介護給付係

☎5742-6927

●高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上で聴力が所定の基準を 満たす方に、35,000円を上限として 補聴器購入費の一部を助成します。

高齢者地域支援課認知症施策推進係

☎5742-6802

支え合いのサービス

●支え愛活動

住み慣れた地域で安心した生活を 送れるように、地域で手助けを必要と している人を支援する住民相互の助 け合い活動を進めています。

▽支え愛活動について

地域活動課協働推進係

☎5742-6693

各地域センター

→P.90~93

●支え愛・ほっとステーション

身近な福祉の相談窓口として、生 活上の相談や見守りなどを行う拠点 を地域センターごとに設置しています。

▽支え愛・ほっとステーションについて 品川区社会福祉協議会

●さわやかサービス

高齢、障害、病気、出産などで日 常生活に手助けを必要とする方に、 協力会員が家事や外出の支援を行う 会員制の有償在宅福祉サービスです。

有償在宅福祉サービス

「さわやかサービス」 →P.73・74・95

品川区社会福祉協議会

さわやかサービス **☎5718-7173**

●成年後見制度の利用

高齢者や障害者の方で判断力に不 安がある方が地域で安心して生活で きるよう、「成年後見制度」の情報提 供・相談・申立手続き支援などのサー ビスを提供します。

品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター

☎5718-7174

→P.62 · 74 · 95

介護している家族の方へ

●介護者教室

各地域の在宅サービスセンターで、 介護の方法や食事、健康管理などの 講習を行います。

各在宅サービスセンター

→P.53

●認知症家族勉強会

認知症の人を介護する家族を対象 にした勉強会です。

勉強会の後は、家族同士の交流会 があります。

高齢者地域支援課認知症施策推進係

☎5742-6802

高齢者施設の相談一覧

●デイサービスセンター

入浴・食事・機能訓練・クラブ活動 など、日帰りの介護(通所介護)を 行います。

このうち、保育園に併設されている ものが「ふれあいデイホーム」です。

高齢者福祉課高齢者支援第1~2係

☎5742-6729 · 30

●老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要がな くなったり、身体機能が低下して自宅 での生活が困難になった場合に入所 して、リハビリテーションを中心に介護 や看護を行い、自宅へ戻るお手伝いを する施設です。在宅の方の短期入所、 通所リハビリテーションもできます。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

→P.53

●訪問看護ステーション (医師会立、施設併設のもの)

看護師などが家庭を訪問して、医 療上の世話や診療の補助などを行い ます。

福祉計画課介護 · 医療連携担当

☎5742-9125

→P.53

●特別養護老人ホーム

介護保険で原則要介護度3以上と 認定された方で、家庭で介護を受け られない方のための施設です。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

→P.53

●軽費老人ホーム

60歳以上で、家庭環境や住宅事情 など、家庭で生活できない方のため の施設です。

※介護保険の施設サービスには含ま れません。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

→P.53

●養護老人ホーム

家庭環境などの理由や、経済的理 中により家庭で生活できない、65歳 以上の方の施設です。

※介護保険の施設サービスには含ま れません。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

●有料老人ホーム

利用条件は、健康で自立している 方から常時介護を要する方までで、 施設によって異なります。また、ある 程度の収入があることが必要で、費 用負担は施設ごとに異なります。

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 **☎**3272-3781

中央区八重洲2-10-12 国際興業第二ビル3階

旧軍人恩給等に関すること

旧軍人・軍属、戦没者の遺族の恩 給・年金などについては、下記にお 問合せください。

福祉計画課地域包括ケア推進担当 ☎5742-6603

東京都福祉局生活福祉部 企画課援護恩給担当 ☎5320-4078(直)

認知症カフェ

認知症の人やご家族、地域住民など誰もが気軽に集まれて、認知症や 介護のことを相談できます。

各カフェの場所、開催日時や特徴 等については、区ホームページをご 確認ください。

高齢者地域支援課認知症施策推進係 ☎5742-6802

特殊詐欺・悪質商法に ご注意!!

次のような時は、焦らず、直ぐに 家族や警察に相談を!

【特殊詐欺】

- ●区役所・警察・通信事業者・家電量 販店等からの電話でお金のことや キャッシュカードの話が出た
- ●身に覚えがない料金請求の電話や メールがきた
- ●インターネットをしていたら、突然「ウイルスに感染しました」等と警告の表示がでた

【悪質商法】

- ●自宅の屋根、給湯器等の「無料点 検」などと訪問してきて、高額な リフォーム契約等をしつこく求め てきた
- ●「不用品を買い取る」と電話があ り、訪問を承諾すると、貴金属等 を強引に買い取ろうとしてきた

☎5742-6592

日常生活でちょっと困ったなと思ったら・・・

区では、日常生活の中でちょっとした困り事などの不安を解消し、住み慣れたまちで暮らし続けられるようにするため、生活上の相談や見守り、簡易なお手伝いなどを行う拠点を地域センター内に開設しています。お気軽にご相談ください。

対象者: 65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、 日中・夜間に高齢者のみになる世帯の方

※ただし、下記の地域センター管内にお住まいの方のみ

相談先

品川第一	支え愛・ほっとステーション	☎ 6433-9133
品川第二	支え愛・ほっとステーション	☎ 6433-0441
大崎第一	支え愛・ほっとステーション	☎6421-7810
大崎第二	支え愛・ほっとステーション	☎ 6303-9139
大井第一	支え愛・ほっとステーション	☎ 6404-6878
大井第二	支え愛・ほっとステーション	☎5728-9093
大井第三	支え愛・ほっとステーション	☎6429-9637
荏原第一	支え愛・ほっとステーション	☎6421-5557
荏原第二	支え愛・ほっとステーション	☎6426-4110
荏原第三	支え愛・ほっとステーション	☎6421-6542
荏原第四	支え愛・ほっとステーション	☎6426-2464
荏原第五	支え愛・ほっとステーション	☎6426-2625
八潮	支え愛・ほっとステーション	☎5755-9828

事業に関するお問合せ先

福祉計画課地域包括ケア推進担当 ☎5742-6914

認知症サポーター〜地域の応援者〜

認知症サポーターとは、なにか特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たずに、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。友人や家族に学んだ知識を伝え、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

「認知症サポーター養成講座」で認知症に対する理解を深めましょう。地域への出前 講座も行っています。講座について詳しくは下記にお問合せください。

高齢者地域支援課認知症施策推進係 ☎5742-6802

地域で見守って孤立死を防ぎましょう。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中で、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が増えています。「ちょっと変だな」と感じたら、高齢者福祉課または在宅介護支援センターへ連絡してください。

☑昼間でも雨戸が閉まっている、夜になっても明かりがつかない

▼ しばらく姿をみかけない

✓新聞や郵便物がたまっている など

問合せ

高齢者福祉課 高齢者支援第1係(品川・大崎・八潮地区) ☎5742-6729 高齢者支援第2係(大井・荏原地区) ☎5742-6730

お近くの在宅介護支援センター (⇒P.52 ◆表8-5)

※町会・自治会の見守り活動については 福祉計画課地域包括ケア推進係 ☎5742-6914